試訳

【フィリピン最高裁判決】フィリピンの船員マグナカルタの主要規定に違憲判決

――係争中の金銭的裁定の執行における保証提供要件、および弁護士報酬・訴訟代理に関する法定制限を違憲と判断――

最高裁判所大法廷（Supreme Court En Banc）は、2026 年 11 月 11 日に言い渡した判決において、「フィリピンの船員マグナカルタ」として知られる共和国法第 12021 号の主要規定を違憲と判断しました。

最高裁判所が発表したプレスリリースによると、同裁判所は、控訴または再審理の申立て中に、船員が係争中の金銭的裁定を執行するにあたり、保証の差し入れを義務付ける要件を無効としました。また、弁護士報酬の上限設定（10%）や、法的代理をはじめとする法律実務を規制する規定も無効と判断しました。

同裁判所は、これらの規定がそれぞれ憲法上の保障に違反し、また法律実務を規制する最高裁判所の専属的権限を侵害していると判断しました。

さらに同判決では、保証料の支払いに移住労働者省（DMW）の AKSYON 基金を使用することや、労働雇用省（DOLE）省令 2025 年第 247 号に基づく特定の施行規定についても無効とされました。

主要規定が無効とされた一方で、同裁判所はマグナカルタにおいて海事教育および訓練に関する規定を設けることについては合憲であるとして支持し、同法が制定された立法手続きに対する異議申し立ては退けました。

現在、同裁判所からの判決文全文の公表を待っている段階であり、入手次第、詳細をご報告いたします。